

台湾における現地情報

2022年3月14日

株式会社フェアコンサルティング

坂下 幸紘

【台湾での新型コロナウイルス感染・対応状況】

台湾では、2022年の年明けとともに海外からの帰国者によって感染が徐々に広がり、毎日数人程度の感染者を出しています。しかし、政府は以前のような感染の抑え込み政策から、一定の感染者の発生を許容しながら、過度な社会活動の制限に対しては以前よりも慎重な姿勢を示しています。現時点では現状の感染対策措置が続く予定ではあるものの、高鐵（高速鉄道）社内での飲食解禁や、運動時のマスク着用義務の廃止等少しずつ行動制限の緩和が行われています。

また、海外からの台湾渡航の原則禁止・ビザ発給停止措置が取り下げられ、ビザ発給手続きが再開される見通しです。

【台湾への入境に必要なビザ発給手続きの再開について】

2022年3月7日より2021年5月以来停止していたビザ申請の受付が再開されます。ただし、引き続きコロナ禍以前のようなノービザでの渡航はできず、必ず渡航前に何らかのビザ取得が必要となります。

居留証を持たない外国人の台湾渡航には、事前に日本の台北駐日経済文化代表処（または弁事処、分処）にて、停留ビザまたは居留ビザの取得を行う必要があります。詳細は管轄の台北駐日経済文化代表処（または弁事処、分処）にお問合せください。

<ビザ申請書類（停留ビザ）>

https://www.roc-taiwan.org/jp_ja/post/446.html

- ・労働許可書
- または
- ・台湾の受け入れ先企業の会社登記表コピー

・感染者・死亡者速報通知(2022年3月14日付)



- ・台湾の受け入れ先企業発行の招待状コピー
- ・その他、状況に応じて、在職証明、出張命令書、台湾滞在時のスケジュール表等

約 10 か月にわたりビザ申請がストップし、その間、特別入境許可により台湾渡航を行っていた例はあるものの、その手続きによって台湾渡航を行っていた企業は限られていました。今回の手続き再開により、渡航の敷居が下がったことで申請者が殺到し、一時的に各地の代表処等へ申請する際の予約確保が困難となることや、渡航後の防疫ホテルの予約が確保できないなどの影響が予想されます。そのため台湾渡航を予定している場合は、早めの対応が必要となってきます。

【台湾への入境時の隔離日数について】

2022 年 2 月 24 日に中央流行疫情指揮中心は、2022 年 3 月 7 日以降に入境した際の隔離日数を 10 日に短縮すると発表しました。従来の 14 日からの短縮措置となります。具体的には、入境日当日を 0 日目として翌日からカウントし、10 日間の隔離を行い、11 日目から 7 日間の自主健康管理期間となります。また、一人一戸での隔離（隔離期間中の複数人での同居不可）を原則としつつも、家族が同日に入境した際には自宅での 10 日間の隔離が可能となりました。これにより、家族同伴での一時帰国の際にネックとなっていた防疫ホテルでの隔離が、自宅で可能になります。